

F A X 送付案内

平成 27 年 5 月 9 日

A 4 5 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

台湾・韓国における口蹄疫の発生について

平素よりお世話になっております。
台湾・韓国における口蹄疫の発生について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

【台湾における発生】

台湾の金門県(キンモン)で実施された定期モニタリングにおいて、牛1頭が血清型A型の口蹄疫と診断されました。
台湾での発生は、2013年5月以来の2年ぶりとなります。

【韓国における発生】

2014年1月以降の発生件数については、188件の発生が確認されています(うち、2014年12月以降は185件)。すべて血清型O型の口蹄疫。

口蹄疫に関する情報(農林水産省HP)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmnd/index.htm

東アジア地域では、口蹄疫(血清型A及びO型)が継続的に発生しております。

これら近隣諸国と日本との間では、人や物の移動が盛んであり、国内各空海港においても海外からのチャーター便などの増加も見込まれることから、家畜伝染病の侵入リスクは一層高い状況が続いています。

引き続き、緊張感を持って、本病侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

<口蹄疫侵入防止対策>

1. 飼養家畜について毎日健康観察を行い、通常と異なる何らかの異常を認めた場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。
2. 農場内への部外者の出入りを制限するとともに、入出場時の消毒を徹底してください。
3. 畜産物の残渣(残飯を含む)は加熱処理をして与えてください。
4. 口蹄疫の発生している国や地域などへの渡航は可能な限り自粛すること。やむを得ず農場や畜産関連施設に立ち入る際は、十分な衛生対策を講じるとともに、帰国時に動物検疫所のカウンターへ申し出てください。

(参考情報) 台湾農業委員会公表情報

台湾農業委員会プレスリリース (2015年5月8日付け)

http://www.coa.gov.tw/show_news.php?cat=show_news&serial=baphiq_news_8161

(仮訳)

金門県の牛1頭におけるモニタリング検査の結果、A型口蹄疫と確定診断、殺処分及び必要な防疫措置を実施

行政院農業委員会(以下「農委会」)動植物防疫検疫局(以下「防検局」)は8日、7日に農委会家畜衛生試験所から通報を受け、金門県の牛農場において実施された定期モニタリング検査の初歩検査において1頭の牛からA型口蹄疫として疑われるウイルス核酸が検出された件について、本日、専門家チームが会議を開催し、専門家で核酸配列について分析した結果、2013年に中国・広東省で発生したA型口蹄疫と99%の同源性を有すると発表した。専門家は現場の状況から発生状況を評価したが、疾病の拡散する兆候はなかった。防疫局は同日、防疫緊急対応チーム会議を開催し、口蹄疫ウイルスの拡散を防止するために以下の厳密な防疫措置の実施を決めた:

1. 殺処分: 発生農場からの移動制限、農場の全ての偶蹄類動物の殺処分、清掃及び消毒並びに感染源の追跡
2. 動物の移動制限: 発生農場から半径3km以内で飼養されている偶蹄類動物の移動制限
3. 動物のモニタリングと農場訪問: 発生農場から半径3km以内で飼養されている偶蹄類動物の臨床観察、半径1km以内で飼養されている偶蹄類動物における検体の採取。その後、全県で偶蹄類動物の臨床観察の実施。
4. 食肉市場、と畜場及び動物輸送車両の清掃・消毒: 専門の業者によると畜場及び動物輸送車両の清掃・消毒
5. 食肉市場に隣接すると畜場における衛生検査の強化: 直ちに牛の由来農場を特定するための追跡調査を実施できるように、と畜前後検査の強化
6. 追跡調査: 牛の由来農場を検出するためのフィールド調査の実施
7. 金門県からの偶蹄類動物の生体、生鮮肉及び加工肉の輸出禁止

金門県で発生したA型口蹄疫ウイルス台湾本土への侵入を防止するための偶蹄類動物飼養者団体による対策

防疫局の説明によれば、金門県で発生したA型口蹄疫ウイルスの台湾本土への侵入を防止するために、防疫局及び偶蹄類動物飼養者団体は以下の防疫対策の強化を図った:

1. 国境検疫の強化: 行政院海岸巡防署、財政部税務署及び防疫局の各局は漁港、沿岸及び国際空港 動物及びその製品の違法な持込みをせず自国に持ち帰るよう民衆に要請
2. 疫学調査: 過去に金門県から偶蹄類動物を受け入れた台湾本土のと畜場に対して、管轄動物防疫機関が半径3km以内の疫学調査を実施

3. 人・車両の出入りの管理：

必要な場合を除き、農場内への人の立ち入り及び動物運搬車両、化製車、飼料運搬車及びその運転手等の進入を厳しく禁止し、車両が農場内に出入りする際に厳密に消毒を実施。

4. 農場における自主的な動物の健康状況の観察：

農場内の動物の健康状況観察を強化し、疑い又は発生事例を発見した場合には、規定に基づき、速やかに動物防疫機関に通報。

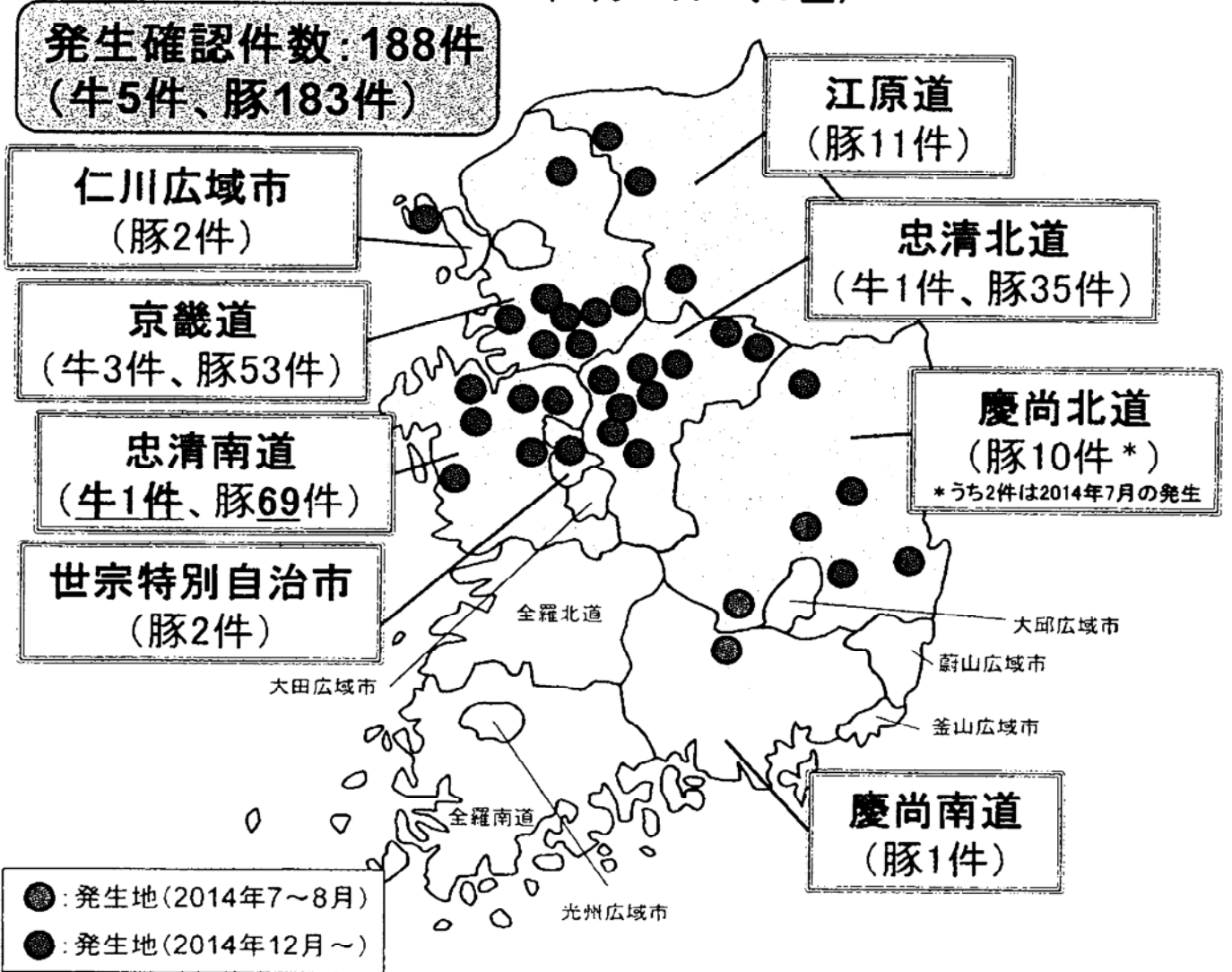
5. 疾病が発生している国・地域の動物が飼養されている場所への業者の訪問の自粛：

業者に対して、中国等の疾病が発生している国・地域の動物が飼養されている場所へ訪問しないようにし、また、国から戻った際には衣類や靴を履き替え鞋底消毒を実施するとともに、飼養動物の健康及び防疫のため、1週間経ってから動物の飼養場に入るよう要請。

〔本情報は、台湾農業委員会が、5月8日に公表した情報について、機械翻訳等に基づき仮訳を作成したもの。〕

2015年4月29日現在

韓国における口蹄疫の発生状況 (2014年7月23日～、O型)



※ 日付は申告日
※ 出典: 韓国農林畜産食品部 等

- ・2014年7月23日に慶尚北道で3年3か月ぶりに再発し、同年8月までに慶尚北道及び慶尚南道で3件(豚3件)の発生が確認(O型)。(同年9月4日、全ての移動制限を解除。)
- ・2014年12月3日以降、忠清北道、忠清南道、京畿道、慶尚北道、世宗特別自治市、江原道及び仁川広域市で185件(牛5件、豚180件)の発生が確認(O型)。
- ・韓国では2010年12月以降、牛・豚・山羊・鹿に対して3価混合ワクチン(Asia1型・A型・O型)を接種
- ・韓国当局は、農林畜産食品部及び検疫本部に口蹄疫防疫対策本部及び口蹄疫防疫対策状況室を設置し、家畜疾病危機管理標準マニュアル、口蹄疫緊急行動指針(SOP)に基づく措置等を実施。

発生農場: 抗原検出家畜及び臨床所見を示す家畜(状況に応じてこれら家畜の同居群)の殺処分・埋却、畜舎内外の消毒、家畜・車両等の移動制限措置等

発生・隣接地域: 追加ワクチン接種、血清モニタリング検査及び臨床観察の強化等

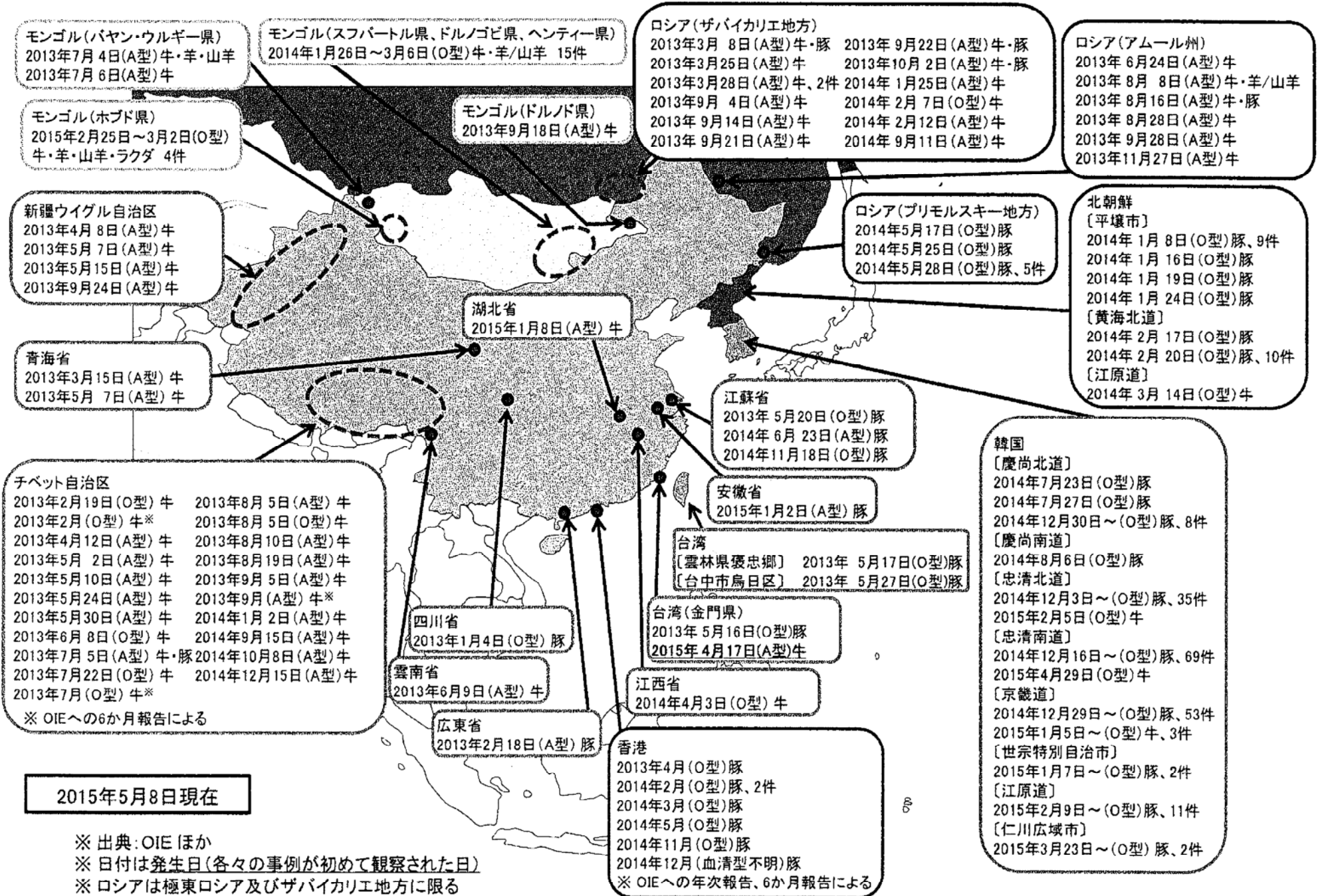
全 国: ワクチン接種の徹底、畜舎内外・車両等の消毒徹底、畜産農家の集会の自粛等

- ・12月17日、韓国政府は危機段階を、「注意」から「警戒」に格上げ。

【これまでの経緯】

- ・2010年11月～2011年4月に発生した口蹄疫は、全8道のうち2道(全羅北道、全羅南道)と済州島を除き、韓国全土にまん延(O型、牛・豚)。
- ・韓国は2014年5月のOIE総会で口蹄疫ワクチン接種清浄国に認定。

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2013年1月以降の発生）



2015年5月8日現在

※ 出典: OIE ほか
 ※ 日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日)
 ※ ロシアは極東ロシア及びザバイカリエ地方に限る